

ドメスティック・バイオレンス

被害者に対する助言と保護

DV被害者の支援

子ども

性的暴行

精神的暴力

ストーカー行為

滞在権

強制結婚・女子割礼

被害者に対する助言と保護

DV被害者の支援は種々の窓口で行っています。ほとんどが無料・秘密厳守で、必要に応じて通訳も付きます。支援を求めることは大切です。

知っておきたいこと

暴力を受けない生活を送る権利は誰もが持っています。被害にあったときは、助けを求めたり、打ち明けたりしにくいものですが、信頼のおける人や警察、相談窓口は支えになる存在です。

こちらで支援を得られます

被害にあいそうなときや実際に脅されている時は**警察**（117）へ。

Aargau-Solothurn フ라우エンハウス **Frauenhaus**（**Frauenhaus**）は、子どもの有無にかかわらず、女性の保護、カウンセリング、宿泊場所を提供し、24時間電話で対応しています（062 823 86 00）。

下記では男性も含め、被害者なら誰でも相談できます。

Aargau被害者相談窓口（Opferberatung） 062 835 47 90、062 835 47 90、www.opferberatung-ag.ch

Aargau被害者相談窓口では、家族や親族から暴力を受けた人に助言や情報提供を無料でを行い、被害者と専門家と一緒に次のステップを計画します。窓口のスタッフには守秘義務が課されています。つまり、ここで話し合われた内容は、警察を含め、他言されることはありません。

DV対策窓口（Anlaufstelle gegen Häusliche Gewalt） 062 550 20 20、062 550 20 20、www.ahg-aargau.ch

この窓口では警察の介入後、被害者に連絡を取って助言をしますが、警察の介入を受けていない被害者やその家族、隣人、職場の上司なども連絡できます。相談は無料、秘密厳守です。

Tel 143 - ダーゲボーテネ・ハント（Die Dargebotene Hand）、143（24時間対応）、英語ホットライン 0800 143 000、www.143.ch
誰でも利用できます。心配事を打ち明けましょう。

ツヴュッシェ・ハルト（ZwüscheHalt）、056 552 08 70（チューリッヒ）、www.zwueschehalt.ch

ツヴュッシェ・ハルトはチューリッヒ、ベルン、ルツェルンにあり、子どもの有無にかかわらず、男性のDV被害者に宿泊場所の提供とアドバイスを有料で行っています。

子どもは暴力を受けない生活を送る権利を持っています。子ども向けに、特別な相談所が用意されています。下記のリンクをご覧ください。

www.kinderschutz.ch/angebote/beratungs-und-meldestellen

詳細（リンク、連絡先、冊子、リーフレット）

dev.hallo-aargau.ch/ja/haeusliche-gewalt/beratung-und-schutz-fur-betroffene

DV被害者の支援

身体的・精神的に誰かを傷つけてしまう人は、その責任を取り、助けを求めるべきです。カウンセリングで自分の行動を変える方法を学ぶことができます。

知っておくべきこと

自制心を失い、相手を怒鳴りつけたり殴ったり、脅したりするのではないかという不安を持っていますか？ 怒りの持って行き場がわからなくなることがありますか？ 勇気を出して、支援を求めましょう。

暴力はスイスでは禁止されており、刑罰の対象となっています。

こちらで支援を得られます

反DV学習プログラム（Lernprogramm gegen Häusliche Gewalt） ☎062 550 20 20☎、062 550 20 20☎、www.ahg-aargau.ch

この学習プログラムでは☎DV、DV被害者が暴力を使わずに争いを解決する姿勢を学びます。18歳以上が対象で、グループ単位で行われます。場合により、個人単位の受講も可能です。必要に応じて通訳を付けることもできます。

Tel 143 - ダーゲボーテネ・ハント（Die Dargebotene Hand）、143（24時間対応）、英語ホットライン 0800 143 000、www.143.ch

すぐに誰かに相談したい場合は、Tel 143 - ダーゲボーテネ・ハントに連絡できます。夜間を含め、常時対応しており、匿名も可能です。

暴力が解決策になることは絶対にありません。

詳細（リンク、連絡先、冊子、リーフレット）

dev.hallo-aargau.ch/ja/haeusliche-gewalt/hilfe-fur-gewalt-ausubende-personen

子ども

家庭で暴力を受けている子どもには支援が必要です。子どもには暴力を受けない生活を送る権利があります。

知っておくべきこと

子どもがDVを経験すると、今後の成長に悪影響を及ぼします。暴力が直接子どもに向けられていない場合も同様です。声を上げることなく苦しんでいる子どももいれば、学校生活がうまくいかなくなる、おねしょ、頭痛、摂食・睡眠障害、同年代の子どもとうまく付き合えない、攻撃的になるなど、さまざまな症状を示す子どももいます。

子どもの支援はこちらで得られます

家庭で暴力を受けている子どもは、教師、学校のソーシャルワーカーや世話役、友人の親、隣人など、家族以外の人に相談することが大切です。

以下の窓口で、本人や本人から信頼されている大人の相談を受け付けています。

- **学校心理学課DV対策専門チーム（Fachteam gegen häusliche Gewalt des Schulpsychologischen Dienstes）** ☎062 835 41 19☎、062 835 41 19☎、www.ag.ch/schulpsychologie
- **両州立病院児童保護グループ（Kinderschutzgruppen der beiden Kantonsspitäler）** ☎Aarau: 062 838 56 16☎Baden 056 486 37 05、Aarau: 062 838 56 16☎Baden 056 486 37 05、Baden 056 486 37 05
- **ask! - 青年心理学サービス（Jugendpsychologischer Dienst ）**（16歳以上）☎Aarau、AarauおよびBaden☎062 832 64 40、062 832 64 40 もしくはオンライン、www.beratungsdienste.ch/jpd
- **青年、夫婦、家庭相談窓口（Jugend, Ehe- und Familienberatungsstellen）**、地区別窓口リスト、www.jefb.ch
- **プロ・ユージェントゥーテ（Pro Juventute）**、147（24時間対応）、www.147.ch
プロ・ユージェントゥーテには24時間、昼夜を問わず電話で相談できます。対応する専門家が相談内容について他言することはありません。話を聞き、解決策を探る手助けをします。通話は無料、匿名で相談できます。また☎SMS、SMSやチャット☎E、Eメールでも連絡できます。

詳細（リンク、連絡先、冊子、リーフレット）

dev.hallo-aargau.ch/ja/haeusliche-gewalt/kinder-und-jugendliche

性的暴行

性的暴行は、公共の場、職場、インターネット、パートナーや家族の中など、あらゆる場所で存在します。警察に被害届を出したくない場合でも、レイプ被害に遭った後は必ず医師の診察を受けることが重要です。

性的暴行とは？

性的暴行とは、他者に無理強いされたり、強要されたりする性的行為を指します。例としては、セクシャルハラスメントや性的暴行、性的強制、幼少期の性的虐待、性的搾取、レイプなどが挙げられます。性的暴行はインターネット上でも起こります。例えば、パートナーのプライベートな動画や写真が、本人の同意なしにソーシャルメディア上で拡散されるなどです。

性的暴行はあらゆる社会階層や年齢層で発生し、**誰もが**被害に遭う可能性があります。性的暴行はスイスでは違法であり、法律で罰せられます。

知っておくべきこと

ほとんどの性犯罪は、見知らぬ人物によってではなく、パートナー、元パートナー、知人、同僚によって行われています。しばしば被害者は被害に遭ったことを恥じ、罪悪感に苦しみます。助けを求めるには勇気が必要です。レイプ被害に遭った後は、必ず医師の診察を受けることが重要です。警察に被害届を提出することは後日でも可能です。

どこで支援を受けられますか？

ご自身や知り合いが性的暴行を受けた場合：

医療的な診察

可能であれば、**72時間以内**に診察を受けてください。

アーラウ州立病院婦人科 Frauenklinik Kantonsspital Aarau +41 62 838 50 74, Haus 8,
Tellstrasse 25, Aarau

アーラウ州立病院救急センター Notfallzentrum Kantonsspital Aarau +41 62 838 41 41,
Haus 1, Tellstrasse 25, Aarau

アーラウ州立病院小児科 Kinderspital Kantonsspital Aarau +41 62 838 49 41, Haus 9,
Tellstrasse 25, Aarau

証拠の保全

- ・すぐにかかりつけの医院や病院に行くことができない場合は、衣服などの証拠を紙袋に入れて保管してください。
- ・チャットの履歴やSMSメッセージも証拠として活用できます。これらのデータを保存してください。

その他の支援

- ・アーガウ州被害者相談センターは、法的および心理的なサポートを提供しています。
- ・刑事告訴のメリットとデメリットについても情報を提供しています。
- ・予防的な処置にかかる費用は、告訴の有無にかかわらず、オプファーヒルフェ (*Opferhilfe*) が負担します。
- ・連絡先：アーガウ州被害者相談窓口 ☎ 062 835 47 90 またはチャット、www.opferberatung-ag.ch

詳細（リンク、連絡先、冊子、リーフレット）

dev.hallo-aargau.ch/ja/haeusliche-gewalt/sexualisierte-gewalt

精神的暴力

精神的暴力[Psychische Gewalt]（Psychische Gewalt）では人知れず始まるケースが多く見られます。被害者自身も周囲も、長い間、精神的な暴力に気づかないことがほとんどです。

精神的暴力とは？

精神的暴力もDVになることがあります。侮辱や屈辱、恐喝、罪悪感を持たせる、怒鳴る、殺すと脅す、ストーカー行為、育児や高齢者の看護の放棄、猜疑的な行動、精神に追い詰めるような行為といった暴力行為です。また、物品の破壊やペットのいじめもこれに属します。精神的暴力には社会的・経済的な形のものもあります。その時にはよく権力を振りかざしたり、相手をコントロールしようとしたりします。

- 社会的暴力：例えば、家族や友だちと会うことを禁じられたり、職場の同僚と会うときにチェックされたりします。
- 経済的暴力：働きに出ることを禁じられたり、逆に強制されたりします。また、お金の使い方をチェックされたり、制限されたり、お金を取り上げられたり、あるいは金銭的に搾取されたりします。

知っておくべきこと

精神的暴力はあらゆる社会階層で起こります。身体的暴力と比べると捉えにくいものですが、スイスでは精神的暴力も禁止されており、刑罰の対象になります。

精神的暴力はたいてい身体的暴力より繊細で外に見えにくい一方、身体的暴力と同じように重大で命にかかわる影響を及ぼします。被害者は、自己肯定感が低下したり、睡眠障害や摂食障害に陥ったり、集中力や仕事の効率が下がったり、不安感やうつに襲われたりします。そのため、早い時期に支援を求めることが大切です。

こちらで支援を得られます

被害にあいそうなときや実際に脅されている時は**警察**（117）へ。

下記の窓口では相談や支援を無料で提供しています。

- **DV対策窓口**（**Anlaufstelle gegen Häusliche Gewalt**） 062 550 20 20、062 550 20 20、www.ahg-aargau.ch
- **Aargau被害者相談窓口**（**Opferberatung**）、062 835 47 90 もしくはチャット、www.opferberatung-ag.ch
- **Tel 143** – ダーゲボーテネ・ハント Die Dargebotene Hand 24（Die Dargebotene Hand 24）（24時間対応）、143、www.143.ch、英語ホットライン0800 143 000
- **Aargau-Solothurn** フ라우エンハウス（**Frauenhaus**）、062 823 86 00（24時間ヘルプライン）、www.frauenhaus-ag-so.ch
- ツヴェッschエ・ハルト（**ZwüscheHalt**）、056 552 08 70（チューリッヒ）、www.zwueschehalt.ch（子どもの有無にかかわらず、男性に有料で宿泊施設を提供）

詳細（リンク、連絡先、冊子、リーフレット）

dev.hallo-aargau.ch/ja/haeusliche-gewalt/psychische-gewalt

ストーカ行爲

ストーカ行爲は暴力の一種で、被害者の心に重くのしかかります。被害について話し、アドバイスを受けることが重要です。できるだけ早い時期に支援を求めてください。

ストーカ行爲とは？

パートナーとの間では、ストーカ行爲はよく別れ話の最中や別れた後に起こります。一方でまた、友人や知人、隣人や職場の人など、近しい仲からストーカが現れることもあります。

ストーカ行爲はさまざまです。自宅や職場の付近で常時待ち伏せ、観察、追跡をされたり、昼夜構わず何度も連絡が入ったり、迷惑な贈り物をされたり、自宅の中に入られていろいろと探られたりします。ストーカ行爲はまた、オンラインでもよく起こります。その際には、インスタグラムやTikTok[®]、スナップチャット[®]E、Eメール[®]GPS、GPSシステムなどが使われます。

被害者は？

ストーカ行爲はあらゆる社会階層に起こり、**誰も**が被害者になりえます。パートナーの間では、ストーカ行爲は別れる時によく起きます。多くの被害者は日常生活が大きく制限され、恒常的なストレスにさらされます。

知っておくべきこと

ストーカ行爲はスイスでは禁止されており、刑罰の対象になります。

以下は**被害者へのアドバイス**です。

- 迷惑な連絡や行爲をされたら、早急に一線を画し、それを厳守します。
- ストーカ行爲をする相手に、接触を望んでいないことを誤解のないようにはっきりと伝えます。
- 相手が続けて連絡を取ろうとしても無視します。
- ストーカ行爲の日時をすべて記録します。
- 贈り物や写真を保存しておきます。
- メッセージのスクリーンショットを撮っておきます。
- 友人や隣人、雇用主に話します。

こちらで支援を得られます

被害にあいそうなときや実際に脅されている時は**警察**（117）へ。
以下の窓口では相談や支援を無料で提供しています。

- **Aargau被害者相談窓口（Opferberatung**） ☎062 835 47 90☎、062 835 47 90☎、www.opferberatung-ag.ch.
- **DV対策窓口（Anlaufstelle gegen Häusliche Gewalt**） ☎062 550 20 20☎、062 550 20 20☎、www.ahg-aargau.ch

保護および宿泊

- **Aargau-Solothurnフラウエンハウス（Frauenhaus**）は子どもの有無にかかわらず、女性の保護、カウンセリング、宿泊場所を提供し、24時間電話で対応しています（062 823 86 00）。
- **ツヴェッschエ・ハルト（ZwüscheHalt**）☎056 552 08 70（チューリッヒ）、www.zwueschehalt.ch
ツヴェッschエ・ハルトはチューリッヒ、ベルン、ルツェルンにあり、子どもの有無にかかわらず、男性のDV被害者に宿泊場所とアドバイスを有料で提供しています。

詳細（リンク、連絡先、冊子、リーフレット）

dev.hallo-aargau.ch/ja/haeusliche-gewalt/stalking

滞在権

DV被害者の中には、パートナーと別れると滞在権[Aufenthaltsrecht] (Aufenthaltsrecht) を失うのではないかと不安に思う人が多くいますが、相談窓口で正しい情報を得ることが大切です。相談に行くことで滞在権を失うことはありません。

知っておくべきこと

結婚を通じて滞在権を取得し（家族の呼び寄せを含む）DV、DVの被害にあった場合は、状況により別居後もスイスに滞在することができます。

それまで同居していた住まい以外の場所（フラウエンハウスや友人宅など）に当面の間住むことになっても、滞在許可を失うことはありません。

別居した場合の法的状況は複雑で、個人によって状況がさまざまに異なるため、アドバイスを受けるのが一番です。

それには暴力を受けた証拠が大切になります。以下を参考にしてください。

- ケガの写真、WhatsApp、WhatsAppやFacebookなどを通じた脅しや罵りのスクリーンショットを撮ります。
- 友人宅や職場など、安全な場所に証拠を保管します。
- 暴力について、友人や職場の同僚、隣人、学校の友だちなど、数人に知らせます。

こちらで支援を得られます

別居後の滞在権については、以下の窓口で相談できます。

Aargau被害者相談窓口（Opferberatung）、062 835 47 90 もしくはチャット、www.opferberatung-ag.ch

専門家が現在の法的状況について説明し、次のステップでの支援を行います。相談は無料、秘密厳守。通訳を付けることもできます。

詳細（リンク、連絡先、冊子、リーフレット）

dev.hallo-aargau.ch/ja/haeusliche-gewalt/aufenthaltsrecht

強制結婚・女子割礼

スイスでは、強制結婚[Zwangsheirat]（Zwangsheirat）および女子割礼[Mädchenbeschneidung]（Mädchenbeschneidung）は禁止されています。専門機関のほか、オプファーヒルフェ[Opferhilfe]（Opferhilfe）の相談窓口も支援を行っています。

強制結婚とは？

家族から圧力を受けて、自分の意思に反して結婚したり、結婚生活を続けることを強制結婚[Zwangshehe, Zwangsheirat]（Zwangshehe, Zwangsheirat）と言います。強制的例として、（殺害の）脅迫、恐喝、精神的な圧力や身体的暴力が挙げられます。女性だけでなく、男性もまた結婚を強制されることがあります。強制結婚の被害者には18歳未満の若者が多く見られます。

知っておくべきこと

強制結婚はスイスでは禁止されており、刑罰の対象になります。強制結婚の被害者には精神的に極度の負担がかかり、専門的な支援が生死を分けることも多々あります。

こちらで支援を得られます

以下の窓口では、被害者と専門家の無料相談を秘密厳守で行っています。

- **Aargau被害者相談窓口（Opferberatung）** ☎062 835 47 90☎、062 835 47 90☎、www.opferberatung-ag.ch
- **強制結婚に関する全国専門窓口（Nationale Fachstelle Zwangsheirat）**、ヘルプライン ☎0800 800 007、www.zwangsheirat.ch

女子割礼とは？

女子割礼では、女性器が切除されます。これには、さまざまな形態と慣行があります。割礼を受けた少女や女性の多くは、割礼が体や心に悪影響を及ぼし、苦しみながら生活しています。

知っておくべきこと

女子割礼はスイスでは禁止されており、刑罰の対象になります。スイス国外で子どもに割礼をさせた親も同様です。

こちらで支援を得られます

以下の窓口では、被害者と専門家へのアドバイスや支援を行っています。

- **Aargau性的健康専門相談窓口（Fachstelle Sexuelle Gesundheit ☐）** ☐062 822 55 22☐、062 822 55 22☐、www.seges.ch
Aarauの専門相談窓口では、被害者と専門家の秘密厳守で無料相談を行っています。
- **Aarau州立病院婦人科クリニック（Frauenklinik Kantonsspital ☐）**、062 838 50 63
もしくは電話 062 838 50 70、www.ksa.ch
相談、産婦人科診療、妊娠時に陰部封鎖を切開。必要に応じて通訳が付きます。
- **カリタス・スイス（Caritas Schweiz☐）** ☐041 419 23 55☐、041 419 23 55☐、
www.caritas.ch
カリタス・スイスでは被害者の家庭に秘密厳守で無料相談を行っています。
- **Aargau被害者相談窓口（Opferberatung☐）** ☐062 835 47 90☐、062 835 47 90☐、www.opferberatung-ag.ch
Aargau被害者相談窓口でも支援を得られます。

詳細（リンク、連絡先、冊子、リーフレット）

dev.hallo-aargau.ch/ja/haeusliche-gewalt/zwangsheirat-und-madchenbeschneidung